

中小企業の皆様の情報発信基地として

# インフォメーション

No. 402

2020年 7 月号 JULY



## 今月のお知らせ

R2年分所得税の予定納税減額申請書提出期限 7/15

R2年分所得税の第1期予定納税の納付期限 7/31

- ✍️ コロナ対策の第2次補正予算が成立
- ✍️ コロナの影響で報酬が下がった場合の社保の特例
- ✍️ 遺言書を法務局で保管してくれます
- ✍️ はしやすめ ・国民的飲料「カルピス」の歴史
- ✍️ 税務まめ辞典 ・納税猶予の特例制度



shima  
accounting & management  
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治  
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

# コロナ対策の第2次補正予算が成立

新型コロナウイルス感染症拡大の第2波が心配されるなか、コロナ対策として第2次補正予算が成立しましたので一部抜粋してお知らせします。

## 家賃支援給付金の申請要領が公表されました

申請期間	2020年7月14日(火)～2021年1月15日(金) インターネットによる電子申請
対象者 (資本金10億円未満の中小企業者、個人事業者等)	① 2019年12月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること(※2020年1月～3月の間に設立した事業者も対象となる予定です) ② 2020年5月～12月までの間で新型コロナウイルス感染症の影響などにより (1) いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少 (2) 連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減少 ③ 他人の土地・建物を自身で営む事業のために直接占有し、その対価として賃料の支払いをしている
給付対象とならない契約	① 転貸(又貸し)を目的とした取引(※社宅など) ② 賃貸借契約の貸し主と借り主が実質的に同じ人物の取引(※貸し主が借り主の代表取締役である場合や議決権の過半数を有するような親会社・子会社の関係にある場合) ③ 賃貸借契約の貸し主と借り主が配偶者又は1親等以内の取引(※夫婦や親子である場合)
給付額の算定方法	法人：支払賃料月額75万円以下…支払賃料×2/3を給付 支払賃料月額75万円超…50万円+75万円を超える部分×1/3を給付(上限100万円) 個人：支払賃料月額37.5万円以下…支払賃料×2/3を給付 支払賃料月額37.5万円超…25万円+37.5万円を超える部分×1/3を給付(上限50万円) ① いずれも6か月分を給付(法人：最大600万円 個人：最大300万円) ② 支払賃料とは申請日の直前1か月以内に支払った賃料と共益費・管理費(共益費・管理費が賃料の契約と別契約になっている場合は対象外) ③ <u>複数月分の賃料をまとめて支払っている場合は</u> 、申請日の直前の支払いを1か月分に平均した金額を算定の基礎とする ④ 2020年4月1日以降に賃料の変更があった場合は、2020年3月31日時点で有効な賃貸借契約書に記載されている1か月分の金額と比較し、 <u>低い金額を算定の基礎</u> とする ⑤ <u>賃料が売上額に連動している場合</u> など、月ごとに変動する場合は、申請日の直前1か月分として支払った賃料の金額と、2020年3月に賃料として支払った金額を比較し、 <u>低い金額を算定の基礎</u> とする ※申請の期間中であればどの月でも申請することができますので賃料が元の水準に戻った後に申請すれば有利に給付を受けることができます
賃貸借契約を証明する書類	① 賃貸借契約書 ※2020年3月時点と申請日時点で有効な契約であること ・ 賃貸借契約であることが確認できること・土地や建物の契約であること ・ 契約当事者の署名や押印が確認できること・貸し主が現在の貸し主と同じであること ・ 借り主が現在の借り主と同じであること・対象となる土地や建物の住所がわかること ・ 申請する該当費用(賃料・共益費・管理費)が記載されていること ② 直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類 ・ 銀行取引明細書(振込明細書)・貸し主からの領収書・賃料支払証明書(後日公表予定) ※契約書が存在しない場合や名義が異なる場合は、①賃貸借契約書等証明書 ②直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類を添付します(様式は申請受付開始までに公表予定)
問合せ先	家賃支援給付金 コールセンター ☎0120-653-930

## 持続化給付金の支援対象を拡大

これまで対象となっていなかった以下の事業者も対象となります。

### ●主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者

①業務委託契約書の写し、②支払者が発行した支払調書又は源泉徴収票、③支払があったことを示す通帳の写しの①～③中からいずれか2つを提出

※国民健康保険証の写しが必要となるため会社に雇用されている方や社会保険の扶養者は対象外

### ●2020年1月～3月の間に創業した事業者

創業月～3月の月平均収入と比べて対象月の収入が50%以上減少している事業者が対象

※創業月から対象月までの各月の収入額は、税理士が確認した毎月の収入を証明する書類で確認

## 実質無利子・無担保での融資上限額の拡充

日本政策金融公庫及び民間の金融機関において新型コロナウイルス感染症特別貸付としてセーフティーネット保証4号・5号・危機関連保証のいずれかを利用した場合、これまで実質無利子・無担保での融資上限額が3,000万円から4,000万円に拡充されました。

## 医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援

病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対し、2020年4月1日～2021年3月31日までに新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用について補助金が受けられます。対象となる方へ別紙を同封しておりますのでご確認ください。

# コロナの影響で報酬が下がった場合の社保の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業等により報酬が著しく下がった方について一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を通常の随時改定（4か月に改定）によらず、特例により翌月から改定可能となります。

### 対象となる方

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月～7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- ◎ 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
- ◎ 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している

### 対象となる保険料

令和2年4月～7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の令和2年5月～8月分保険料が対象となります。

### 申請方法

「月額変更届（特例改定用）」に「申立書」を添付し管轄の年金事務所に申請してください。令和3年1月末日までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能です。

※管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口への提出も可能）

※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます

# 遺言書を法務局で保管してくれます



民法の改正により7月10日から自筆の遺言書を法務局が保管してくれるようになります。これまで自宅などで保管するか公証役場で「公正証書遺言」を作成し保管する方法などがありましたが、自分で保管する場合は改ざんや紛失のリスクがあり、公正証書遺言は証人を2人以上立ち合わせなければならず、費用も多額になっていました。

今回の改正では本人が作成した「自筆証書遺言」1通につき3,900円で法務局が保管してくれます。変更も可能で、一度保管した遺言書は撤回をしない限り返却されません。

### 保管申請の流れ

- ① 法務省で定められたA4用紙（様式は法務省のホームページで取得可）に遺言書等を作成
- ② 申請書を作成（申請書は法務省のホームページで取得可）
- ③ 管轄の法務局に保管申請の予約をする
- ④ 保管の申請をする（上記①及び②、本籍の記載のある住民票、本人確認書類、手数料を準備）
- ⑤ 保管証を受け取る

# はしやすめ

## 国民的飲料「カルピス」の歴史



体に良い飲み物として子供からお年寄りまで誰でも一度は飲んだことがある「カルピス」は7月7日で発売開始101年を迎えました。

カルピスの生みの親である三島海雲<sup>みしまかいうん</sup>は、お寺の長男として生まれ、英語教師を経て、24歳で中国に渡り、日本語教師をした後、25歳で雑貨を販売する会社を設立。ビジネスは順調にいていたが、日露戦争が勃発し陸軍より軍馬を調達するよう命じられモンゴルに滞在します。

現地で体調を崩して瀕死の状態にあったが、モンゴルの遊牧民が飲んでいた「発酵乳」をすすめられ、飲み続けたところ体力が回復したことをヒントに、日本に帰国後、健康に良い「乳酸菌」を人々に広めようと39歳でラクトー株式会社（後のカルピス株式会社）を設立し製品開発に取り掛かりました。

試行錯誤の末、1919年に41歳となった三島海雲は世界で初めて乳酸菌飲料の大量生産に成功し、「カルピス」と命名して販売を開始します。カルピスの語源ですが、牛乳などに含まれる“カルシウム”と、サンスクリット語（インドなどで使われていた古代語）で最高に美味しいという意味の“サルピルマнда”を合わせて「カルピル」としたところ、歯切れが悪くどうにも言いづらかったため、「赤とんぼ」の作曲家、山田耕筰<sup>やまだこうさく</sup>に相談し、「カルピスなら音声学的に響きがいい」とお墨付きをもらいカルピスに落ち着きました。

「初恋の味」をキャッチフレーズに採用し知名度が向上、たちまち国民的飲料へと昇り詰めていきました。しかし、彼は「国利民福」<sup>こくりみんぶく</sup>（会社の売上よりも国の豊かさや国民の幸福）を理念とし、関東大震災時には無償でカルピスを配布、84歳のときに全私財を投じて「三島海雲記念財団」を設立し多くの学術研究を助成しています。また、晩年までほぼ毎年カルピスにかかわる人々の繁栄を祈るため富士山に登頂し、いかにカルピスが健康に良いか自ら体現し96年の生涯を閉じています。

ところで、カルピスを作るには「カルピス菌」が必要なのですが、カルピス菌は意図して作ったわけではなく偶然発見された菌で、その菌を失えば二度と作れなくなります。100年以上経った今でもカルピス菌は継ぎ足しながら使われているそうです。

# 税務まめ辞典

## 納税猶予の特例制度

現行の納税猶予は延滞税がかかり、原則として担保の提供が必要で、猶予される税額も限定されていますが、新型コロナウイルスの影響により売上等が減少し、納税が困難である場合、一年間納税を猶予し、その間の延滞税はかからず、担保の提供も不要となる特例制度が設けられました。

対象となるのは、

① 新型コロナウイルスの影響により令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において事業等に係る収入が前年同月と比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税を行うことが困難であること。

※所得税、法人税、消費税、源泉所得税などほぼすべての税目<sup>目</sup>が猶予の対象となります。

猶予される税額の計算方法は

現在の現預金(a)から当面の支出見込額(b)（6か月分の運転資金<sup>資金</sup>）<sup>今</sup>今後6か月間に予定されている臨時支出等の額を引いた額で算出します。支出見込額(b)が多ければ納付可能額は0円となり納付すべき国税が全額猶予されます。

既に納期限が過ぎている未納の国税についても遡って特例を利用することができます。申請する場合は、売上帳や現金出納帳、預金通帳の写しなどが必要です。書類の提出が難しい場合は口頭により状況を伝えることも可能です。

また、厚生年金保険料等にも同様の猶予特例があります。